

30 答申第3号  
平成30年7月31日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 武藤 知之

答 申 書

平成30年6月29日付け30健保第1263号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

国保データベース（KDB）システム（※1）内の「個人の健康に関する情報」（※2）について、

- (1) 福岡県（以下「県」という。）に外部提供することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該外部提供に際して本人通知を省略することの適否（条例第9条第4項）について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

【健康福祉部介護保険課】

- (2) 県に外部提供するに際し、システム上での閲覧を可能とするため、オンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部健康保険課】

※1 国保データベース（KDB）システム

公益社団法人国民健康保険中央会が開発したシステム。国保連合会を通じて、国保総合システム、後期高齢者医療請求支払システム、特定健診等データ管理システム、介護保険審査支払システムのデータを統計分析資料として突合・加工し、保健事業の基礎資料として保険者に提供している。現在、県は個人情報を含んでいない分析・統計部分の情報しか閲覧できない。

## ※2 「個人の健康に関する情報」

国保データベース（KDB）システム上で閲覧することができる情報のうち、診療報酬明細書、特定健診等記録、介護給付費明細書等を突合し、被保険者ごとに統合した情報のこと。

### 1 審議会の結論

国保データベース（KDB）システム内の「個人の健康に関する情報」を福岡県に外部提供することには、公益上の必要性が認められる。また、当該外部提供に係る本人通知を省略することは適当である。

また、外部提供に際して、上記の個人情報をシステム上で閲覧できるようにするため、オンライン結合等を行うことは、公益上の必要性があり、かつ個人の権利利益を侵害するおそれはない。

### 2 実施機関による説明

久留米市では、被保険者の健康状態を総合的かつ詳細に把握し、地域の健康問題や疾病別医療費を分析したうえで被保険者の特性に応じた効果的な保健事業の展開及び事業評価に活用するため、国保データベース（KDB）システムの運用を、福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）への委託によって実施している。

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から県は、市町村とともに国民健康保険の保険者となり、被保険者の健康増進と医療費の適正化を図りながら、国保事業の安定的な運営を行っていくことになっている。国保データベース（KDB）システム内の「個人の健康に関する情報」を県へ外部提供することで、県は、県内の被保険者の健康状態などの情報を総合的かつ詳細に把握することができ、市としても、市町村間や校区単位での比較分析や地域の特性に合った助言及び事業支援を県から受けることが可能となり、効果的な保健事業の展開に繋がると考えられ、公益上の必要性があると考えられる。

なお、被保険者数は約7万人であり、通知を要する対象者の数が相当数あり、事務処理に、相当の負担が生じると考えられる。また、本人通知を行うことで、対象者に無用の混乱を生じさせる可能性があることから、本人通知を省略する。

福岡県が、管内市町村の保健事業の推進のために随時適切な助言を行うためには、「個人の健康に関する情報」をシステム上で閲覧する必要があること、前述のとおり、被保険者数は、約7万人と多数であり、システムから必要とする情報を打ち出し、紙媒体で情報提供を行うことは現実的でないことから、情報の提供に当たり、オンライン結合等を行うことには、公益上の必要性がある。

国保データベース（KDB）システムは、保険者と国保連合会を繋ぐ専用回線によって接続され、個人を特定できる情報は、暗号化したうえでやりとりされるため、情報漏えい等の危険性は低い。さらに、福岡県は、「福岡県個人情報保護条例」を定め、個人情報の

適切な取扱いの確保に努めていることから、国保データベース（KDB）システムを通じて、「個人の健康に関する情報」を閲覧することにより、個人の権利利益を侵害するおそれはないと考える。

### 3 審議会の判断

久留米市が、福岡県から地域の特性に合った助言及び事業支援を受けるために、国保データベース（KDB）システム内の「個人の健康に関する情報」を外部提供する必要があるとする実施機関の説明は妥当であり、また、当該外部提供を行う対象者数が多数あり、本人通知を行うことで、対象者に無用の混乱を生じさせるおそれがあることから、本人通知を省略することには、理由がある。

なお、情報提供に際し、オンライン結合等を行うことは、随時適切な助言を受けるためには、システム上での閲覧が必要であることから、公益上の必要性があり、国保データベース（KDB）システムは、保険者と国保連合会を繋ぐ専用回線によって接続され、個人を特定できる情報は、暗号化したうえでやりとりされるため、情報漏えい等の危険性は低いと考えられる。また、福岡県は、「福岡県個人情報保護条例」を定め、個人情報の適切な取扱いの確保に努めていることから、個人の権利利益を侵害するおそれはないと判断する。

以上のことから、冒頭のとおり結論付ける。